

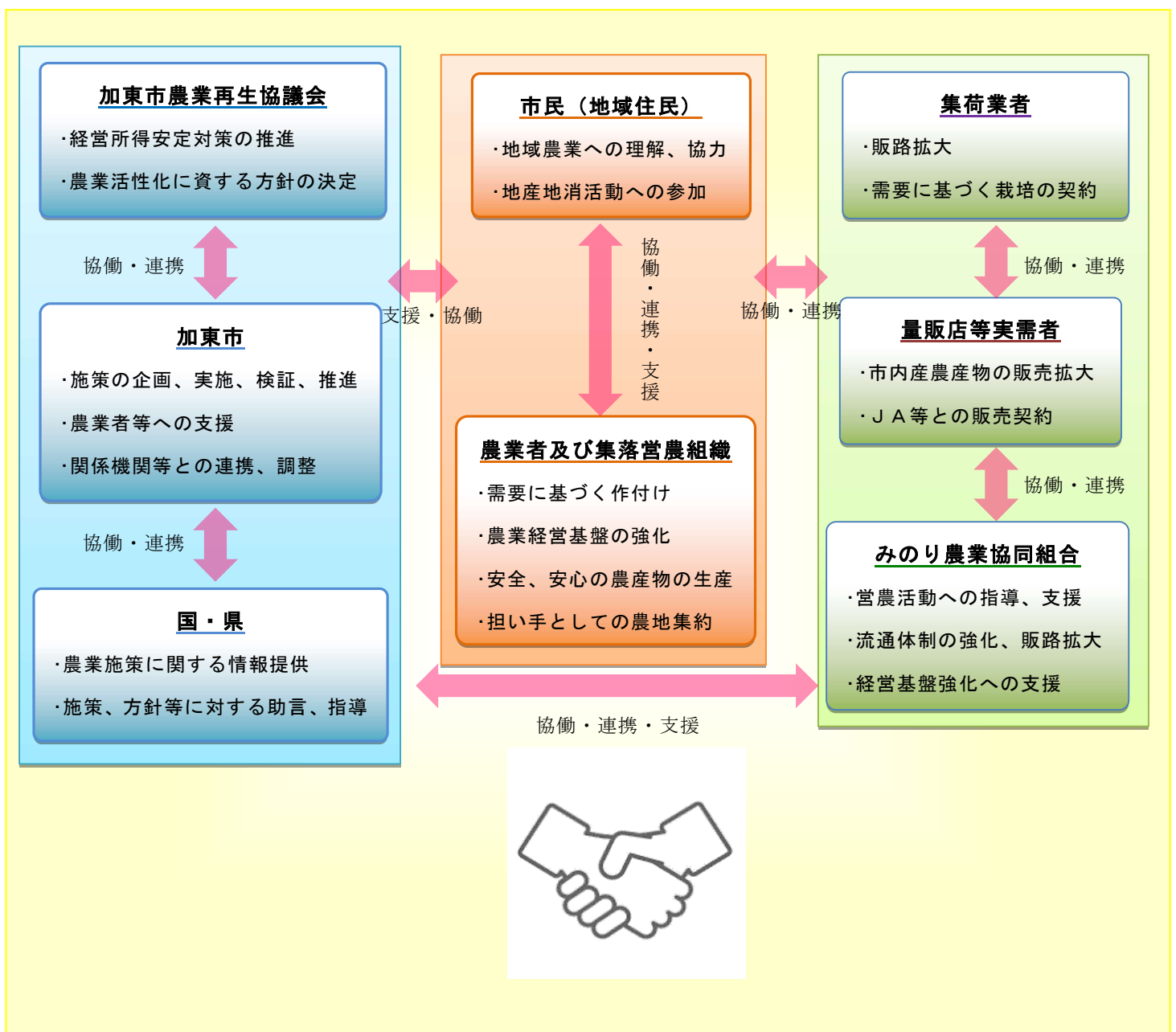
第4章 基本施策の展開

4.1 基本施策の推進体制

(1) 主な役割と推進体制

本計画で定めた部門ごとの「めざすべき将来像」の実現には、農業者及び集落営農組織などの営農団体をはじめ、行政、みのり農業協同組合、集荷業者、実需者、そして地域住民が一体となり、それぞれが担う役割を認識しながら、協働、連携していくことが重要です。

関係機関等、実施主体の主な役割を以下のとおり位置付け、この推進体制のもと、各施策実現に向けて取り組みます。



【図 4-1-1 主な役割と推進体制】

4.2 基本施策の体系

(1) 基本施策と第2次加東市総合計画との関連

本計画は、市の最上位計画である「第2次加東市総合計画」（以下、「総合計画」という。）の下位に位置付けられ、市の農業分野においては最上位となる「マスタープラン」とし策定しています。

総合計画では、農業は、重点戦略「力強い産業としごとづくり」の中で、市の基幹産業のひとつとして振興を目指すものとし、具体的な取り組みとして、地域農産物の商品価値の向上や、農業の担い手育成、農地の流動化や集約化などを掲げています。

また、総合計画の施策方針では「IV地域資源を活かしたにぎわいや活力があふれるまち」の施策1「活力ある農業の実現」として取り組んでいきますが、他の施策と横断的に連携しながら、各施策、各分野が協働して取り組みを進めていくこととしています。

本計画では農業分野を大きく3つに分け、それぞれに「めざすべき将来像」を示し、その実現のための施策を展開しますが、各分野における総合計画の施策、取組と関連付け、施策の体系を示し、本計画においても各分野の連携、協働により施策を展開していきます。

なお、総合計画と本計画では、計画期間は平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年間と同様ですが、総合計画の前期が平成34年度(2022年度)の5年間に対し、本計画は、平成31年度(2019年度)までを前期、また、平成32年度(2020年度)から平成34年度(2022年度)までを中期としています。これは、第1章でも述べましたように、平成30年度(2018年度)の農業施策の大きな見直しにより、外部環境等の変化が予測されることから、短期間での計画の見直しが必要と考えられるためです。ただし、各施策ごとの指標については、総合計画の指標と関連するため、総合計画に準じて見直すこととします。

※総合計画における施策等の体系は、市の現行組織と連動した体系となっているため、組織改革等により変更することがあります。

(2) 施策体系

本市がめざす地域農業活性化ビジョンの実現に向けて、①農政分野、②農業生産環境分野、③農産物分野の各施策体系を以下のとおり示します。

分野	基本施策	施策内容		
1 農政分野	1-1 農業の担い手育成	1-1-1 地域の担い手の育成	P. 59	
		1-1-2 新たな就農者の育成	P. 60	
		1-1-3 人・農地プラン作成の推進及び担い手の明確化	P. 60	
	1-2 農地の流動化と集約化の推進	1-2-1 担い手への農地の集約	P. 61	
		1-2-2 農業用施設の管理体制の構築	P. 62	
	1-3 耕作放棄地増加の抑制	1-3-1 耕作放棄地発生の抑制	P. 62	
		1-3-2 農地の適正管理の推進	P. 63	
	1-4 農業経営基盤の強化	1-4-1 設備投資と経営の合理化等による経営基盤の強化	P. 64	
		1-4-2 多様な経営体の育成	P. 65	
		1-4-3 経営所得安定対策等による農業所得の安定化と向上	P. 65	
	2 農業生産環境分野	2-1 農業生産環境の整備	2-1-1 農業用施設の維持と保安全管理	P. 67
			2-1-2 防災減災対策の推進	P. 68
2-1-3 基盤整備の促進			P. 68	
2-2 鳥獣被害対策の推進		2-2-1 有害鳥獣侵入防護対策の推進	P. 69	
		2-2-2 有害鳥獣捕獲対策の推進	P. 70	
		2-2-3 鳥獣被害に強い集落づくり	P. 71	
3 農産物分野	3-1 加東市産山田錦のブランド力の向上	3-1-1 加東市産山田錦のPR	P. 72	
	3-2 効率的な作付体系の確立と酒造好適米の生産拡大	3-2-1 生産環境に合わせた適地適作	P. 73	
		3-2-2 酒造好適米の需要及び生産拡大	P. 73	
	3-3 農産物のブランド化と生産拡大	3-3-1 営農部会の活性化	P. 74	
		3-3-2 ブランド化と6次産業化の推進	P. 75	
	3-4 地産地消の推進	3-4-1 直売所と学校給食による地産地消の推進	P. 75	
		3-4-2 事業者と連携した販路拡大	P. 76	
		3-4-3 食育の推進	P. 76	

【図 4-2-1 施策体系】

4.3 ビジョン実現のための施策展開

分野1 農政分野

この分野においては、農業の担い手の育成及び担い手の経営に係る分野を主として施策を展開します。

基本施策 1-1 農業の担い手育成

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
集落営農組織数	集落営農組織の育成状況	組織	28	31	34	39
認定農業者数	認定農業者の育成状況	者	30	34	40	50
認定新規就農者数	認定新規就農者の状況	者	2	6	9	10
人・農地プラン作成地区数	人農地プランの作成状況	集落	35	45	57	77
人・農地プランの中心経営体数(延数)	中心経営体として位置付けられた経営体の状況	経営体	14	15	16	17

施策内容 1-1-1 地域の担い手の育成

農業者が減少し、高齢化する中、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織などの経営体の育成が喫緊の課題であることから、意欲があり、地域の中心経営体となる担い手の育成が必要となります。

平成30年(2018年)産からの米政策では生産調整が見直され、需要に応じた契約栽培による作付面積の拡大が可能となっています。このため、全国や兵庫県などの在庫や需要情報等の把握が重要となることから、「加東市認定農業者協議会」、「加東市集落営農組織連絡会」といった担い手の組織連絡会において、国が配信する市場動向や農業施策などの情報を提供し、担い手自らが効果的な農業経営を行えるよう支援します。

また、組織連絡会では、担い手間の情報共有を図りつつ、加西農業改良普及センターやみのり農業協同組合と連携して、栽培技術の向上、高収益作物の取組、効率的な経営などを指導し、担い手全体の経営力の平準化と向上を進めます。

認定農業者においては、加西農業改良普及センターなどと連携し、多品目への取り組みや、6次産業化などの助言、指導を行います。また、経営改善セミナーなどへの積極的な参加を促し、経営感覚の優れた認定農業者を育成することで、適正な経営改善計画の作成を促し、将来的な法人化に向けて支援します。

認定新規就農者においては、経営の確立を支援する投資資金制度などを活用して経営の自立を支援するとともに、加西農業改良普及センターなどと連携し、気軽に相談できるサポート体制を構築します。

集落営農組織においては、組織員の高齢化が進み、運営が困難な組織もあることから、リーダー養成講座や経営に関する研修会への参加を促し、組織を引率するリーダーの育成に努めるとともに、地区の「農地管理の受け皿」となれるよう、法人化への取り組みを推進します。

さらに、農業参入する企業においては、関係機関や地区と連携し、参入企業の要望に対応できる体制整備を進めるとともに、民間のノウハウを活かした認定農業者となるよう支援していきます。

【事務事業】

No.	事業名
1	担い手育成総合支援事業
2	農業次世代人材投資事業

施策内容 1-1-2 新たな就農者の育成

認定農業者など、大規模経営体の育成と共に、兼業農家などの零細農家を引継ぐ後継者や新たな就農者の育成も進める必要があります。

農家の後継者については、新たな担い手となるよう、人・農地プランで中心経営体として位置付け、地域による担い手の育成を支援します。

Iターンなどの転入により、新たに農業を始める場合は、機械購入などの設備投資に加え、住居の確保、農地の借入れや、地域住民の理解と協力が必要となることから、関係機関と連携し、研修段階から自立経営に至るまでの総合的な支援体制の構築により、新たな農業者を受け入れます。加えて、農の雇用事業を活用し、就農者を受け入れてもらえる企業への協力要請も行っていきます。

また、IターンやUターンによる新たな農業者を確保するには、農業や本市の魅力を配信しながら、同じ農業を始めた就農者との交流の場を設けたり、国等の補助事業の活用と、市独自の新たな支援事業の創設を進めるとともに、農家の後継ぎが、市外へ仕事を求めて転出せず、市内で兼業農家を引継げるよう、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)などを活用し、市内の働く場の創出も進めていきます。

一方、農業は、個人の体力や能力に応じて生涯関わられる職業のため、女性や高齢者、定年後の者でも参加でき、生きがい作りという側面もあることから、幅広い層の農業者を育成することで、多様な知識と経験を活かした地域農業の継続と発展を目指します。

施策内容 1-1-3 人・農地プラン作成の推進及び担い手の明確化

「人・農地プラン」は、集落内の農業者や、次世代の後継者など、幅広い住民の実情と意向を把握したうえで、5年後、10年後の地域農業の将来ビジョンとして作成されます。人・農地プランを作成した集落や、中心経営体として位置付けられた担い手は、国等の各種補助事業が活用できるため、人・農地プランの作成は、農業振興にとって重要なものとなります。

このプラン作成推進の取り組みとしては、まず、農会長会や各種協議会、研修会などでプラ

ン作成の重要性や必要性などを啓発するとともに、作成に取り組もうとする集落に本市担当者が赴き、農業委員会などの関係機関と連携して、具体的な作成方法や個々の集落に合ったプランの助言や指導を行います。また、地域の実情に即した現実的で実行性のあるものとなるよう、プランは毎年1回以上定期的に見直すことから、地域の実情を聞き取り、関係機関と連携して、適正なプランの作成と、効果的な補助事業活用の提案や、助言による支援を行います。

さらに、地域の中心経営体を位置付けることで、地域の担い手とする経営体がより明確化するため、市及び関係機関等の指導、支援が円滑に行えるとともに、担い手に対してより効果的な補助事業の活用を提案します。

プランを作成することは、地域の農業を考える機会となり、また、関係者が協働して担い手を育成することとなるため、地域住民の農業への理解と関心が高まり、営農活動への協力体制の構築と、円滑な農地集約が進められます。

【事務事業】

No.	事業名
1	人・農地問題解決推進事業

基本施策 1-2 農地の流動化と集約化の推進

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
農地の流動化率	農地の流動化の状況	%	21.8	31.6	46.0	70.0

施策内容 1-2-1 担い手への農地の集約

国、県等における重点施策として、担い手への農地集約の加速化が進められており、施策実現に向けて、人・農地プラン作成の推進と合わせ、農地中間管理機構を通じた農地集約が進められています。このため、国等においては、人・農地プランと農地中間管理機構を活用した集約、経営体などに対して、さまざまな支援制度が導入されており、税制面でも、農地中間管理機構を通じて遊休農地を貸し出した場合、一定期間、固定資産税が軽減されるなど、農業施策に留まらず、さまざまな形で取組が進んでいます。

本市では、以上のような制度を活用して農地集約が効率的に進むよう、集約に協力する離農者や集落に対して、経営転換協力金などの補助事業を活用し、農地集約を推進します。

さらに、既に集約した農地においては、農業者の費用負担が軽減できる農地整備・耕作条件改善事業などを活用して、農地の区画整理などを行い、集約しやすい基盤整備の更なる推進を図ります。

ただし、集約営農組織と認定農業者などが競合し、確執が生じることも考えられるため、担い手側の要望や条件などを聞き取り、農会や農業委員会等と調整、協働しながらプラン作成の

支援により、円滑な農地集約と持続可能で発展的な地域農業の実現を図ります。

【事務事業】

No.	事業名
1	人・農地問題解決推進事業 ※再掲
2	経営転換協力金交付事業

施策内容 1-2-2 農業用施設の管理体制の構築

全国的にも農地集約が進まない原因として、地区外の農地を借入れた場合に、水管理が複雑で、管理する労力の負担が大きいことから、集約の妨げとなっている。この原因は、全国の例に漏れず、土地利用型農業が多い本市にとっても大きな課題となっています。

これらを解消するためには、担い手や地域が管理しやすい基盤整備を進めるとともに、今まで、農会など、地域が行ってきた管理体制の見直しが必要となります。そのため、本市では、この体制の見直しについて、先進地の事例などの調査、研究を進め、地域の農業施設や人的状況を踏まえた、誰もが取り組みやすい管理体制の指導、支援を進めます。

この体制の見直しは、それぞれの地域の慣例やルールを変える可能性もあることから、地区の合意形成を図りながら、着実に進めていきます。

【事務事業】

No.	事業名
1	中山間地域等直接支払事業
2	多面的機能支払交付金事業

基本施策 1-3 耕作放棄地増加の抑制

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
耕作放棄地の面積	耕作放棄地の増加抑制状況	a	990	990	990	990
中山間地域等直接支払事業協定組織数	取組組織の増加状況	組織	7	10	15	20

施策内容 1-3-1 耕作放棄地発生抑制

耕作放棄地となる要因として、狭小、不整形、用排水路の未整備など、耕作条件が不利であることに加え、鳥獣被害を受けて耕作意欲が低下することや、所有者の住所不明が原因で利用権設定ができず借受けできないことなどがあげられます。

農業委員会では、平成 30 年度(2018 年度)から農業委員に加え、新たに地域の現状を熟知した農地利用最適化推進委員が設置され、それぞれの委員が連携して、農地の適正管理と「人・

農地プラン」作成支援による農地集約の推進体制を強化していきます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、きめ細かい農地パトロールにより遊休農地を早期に発見し、耕作放棄地とならないよう、所有者への適正管理を指導します。さらに、空き農地情報の活用により、農会や中間管理機構と連携し、耕作者を見つけ、土地利用を進めながら耕作放棄地の発生を未然に防ぎます。

また、耕作放棄地発生に対する住民意識の向上を図るため、中山間地域等直接支払事業の取り組みを推進するとともに、耕作放棄地が発生した場合、国の荒廃農地等利用促進交付金を活用して、新たな耕作者による再生費用を助成し、耕作放棄地の再生利用に取り組みます。

【事務事業】

No.	事業名
1	中山間地域等直接支払事業 ※再掲
2	多面的機能支払交付金事業 ※再掲
3	荒廃農地等利用促進交付金

施策内容 1-3-2 農地の適正管理の推進

非農家の増加などにより、農地管理の意識低下が進む中、所有者の都合で農地を農業以外の用途で使うことが予測されます。本市では、無断転用による無秩序な土地利用が進まないよう、法令に基づく利用制限などを市広報誌や農会を通じて情報を発信していくとともに、農業委員会の農地パトロールの実施や農会などと連携した情報共有により、継続的に農地の適正管理の指導、推進を行っていきます。

また、営農活動の理解不足のため、管理方法や集約におけるトラブルなど、諸問題の発生が耕作の妨げとならないよう、農業委員会や農会と連携し、当事者や地域との調整、協議の仲介役となって解決する体制整備を進めます。

これらの取り組みを進めることにより、集団的な優良農地を維持、保全し、農地の適正管理を推進します。

【事務事業】

No.	事業名
1	中山間地域等直接支払事業 ※再掲
2	多面的機能支払交付金事業 ※再掲

基本施策 1-4 農業経営基盤の強化

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
法人化した経営体数	認定農業者や集落営農組織の法人化の状況	経営体	9	11	14	19
女性の認定農業者又は認定新規就農者数 ※家族間協定者を含む	女性の認定農業者又は認定新規就農者の増加状況	者	2	3	5	7

施策内容 1-4-1 設備投資と経営の合理化等による経営基盤の強化

国の米施策の転換や異常気象の発生など、農業を取り巻く環境は大きく変化していますが、こういった環境に左右されない、競争力と安定性を持ち合わせた経営体の育成が求められています。

本市経営体の大部分を占める水稻などを作付ける耕種農家については、国、県等の補助事業を活用して、大型機械導入による、経営の効率化と生産性の向上を図り、農地集約による規模拡大を支援します。

また、機械導入時に金融機関で借入れた資金に対する利子の一部を、県や市の制度で助成し、機械化に取り組む経営体を支援します。

一方、畜産農家では、県が県内酪農組織を一本化し、集送路線の再構築による生乳の集送乳コスト低減に取り組んでいますが、本市では、耕種農家との連携により、耕種農家が生産した家畜用の飼料作物の提供を受け、畜産農家からは堆肥を提供するといった、地域資源を活かした循環型の農業を進めており、みのり農業協同組合や加西農業改良普及センターと協働し、今後、更なる取組面積の拡大と、循環型農業の定着に取り組めます。

また、野菜においては、端境期を補い、年間を通して安定供給できるよう、みのり農業協同組合との協働により、リース事業を活用したハウス栽培の推進に取り組めます。また、果樹においては、本市果樹産地構造改革計画において市が推進している「もも」「ぶどう」「くり」の3果樹について、新たな品種に取り組む場合の改植や、かん水施設の整備についても、みのり農業協同組合との協働により補助事業を活用して、経営基盤の強化を支援します。

また、本市の補助制度については、国、県の補助対象外となる経営体や、多様な経営体が活用できるよう、既存制度の見直しや、新たな制度創設に取り組んでいきます。

一方、ソフト面では、経営感覚を養えるよう、経理手法や法人化に係る研修会などの情報を提供し、あわせて、法人化を目指す経営体に対しては、立上げの手続きなど、専門家による助言と法人化に必要な事務経費について、国の事業を活用して設立を支援します。

【事務事業】

No.	事業名
1	経営体育成支援事業
2	担い手確保・経営強化支援事業
3	集落営農高度化促進事業
4	農林水産振興事業補助金交付事業
5	農業経営基盤強化資金利子補給

施策内容 1-4-2 多様な経営体の育成

平成 30 年(2018 年)産米から米の直接支払交付金が廃止され、水稻を主として生産する経営体の収益が減少します。しかし、麦、大豆などの戦略作物や、野菜等の高収益作物に対する交付金は継続されるため、水稻栽培を主とする経営形態を転換する時期に来ています。

本市は、山田錦の特 A 地区とその他の地区と大きく分かれており、地区によって営農状況が異なることから、新たに営農組織を立ち上げる集落に対しては、ほ場や人的状況を踏まえ、加西農業改良普及センターなどと連携して、経営管理型、作業受託型など、取り組みやすい形態の提案や指導を行います。

さらに、女性農業者の参画が進むよう「人・農地プラン」作成の協議の場に、女性の積極的な参加を促すとともに、加西農業改良普及センターなどと連携し、女性向けのセミナー等の開催や、認定新規就農者の認定取得を進めます。

既存の集落営農組織や認定農業者においては、経営手法や新たな作物への取り組み、また 6 次産業化などの各種セミナーへの参加を呼びかけ、少品目で不安定な経営ではなく、多品目でバランスの良い経営を推進し、また 6 次産業化を含めた複合経営により、実需者や消費者のニーズに対応できる多様な経営体の育成に努めます。

【事務事業】

No.	事業名
1	農業経営法人化等支援事業
2	人・農地問題解決推進事業 ※再掲
3	農業次世代人材投資事業 ※再掲

施策内容 1-4-3 経営所得安定対策等による農業所得の安定化と向上

農業所得の安定化と向上の取り組みとして、本市では、国が進める麦、大豆、加工用米、飼料用米などの戦略作物の作付け拡大を図り、集落営農などの団地化を促進し、水田をフル活用した経営所得安定対策等の有効活用を進めていきます。

そのひとつとして、都道府県や市町村ごとに地域の作付けや営農状況に即して設定できる産地交付金の有効活用があります。この産地交付金は、加東市農業再生協議会で設定されますが、

担い手育成の集約に係る取り組みや、市の特産品や、地産地消を促進するような高収益作物の野菜など、更なる拡大が図られ、農業者の所得が安定化するメニューを協議会とともに検討していきます。

また、所得の安定、向上には農業者による交付金の活用以外に、販路拡大による面積の拡大と、安定的な収量の確保、さらに品質向上による販売価格の上昇とあわせた取り組みが必要であることから、みのり農業協同組合や加西農業改良普及センターと連携してこれらの取り組みを支援していきます。

【事務事業】

No.	事業名
1	経営所得安定対策
2	水田活用の直接支払交付金

分野 2 農業生産環境分野

この分野においては、担い手の経営基盤である農業用施設の基盤整備や、アンケート結果においても最も関心の高い鳥獣被害に係る農業環境について施策を展開します。

基本施策 2-1 農業生産環境の整備

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
ため池改修整備率	ため池の耐震改修状況	%	14.9	27.7	40.4	61.7
農業用施設維持管理組織数	ため池や用排水路などの農業用施設の維持管理に取り組む協議会の設置状況	組織	75	75	77	79
ほ場整備箇所数	ほ場整備の着手状況	箇所	0	0	1	1

施策内容 2-1-1 農業用施設の維持と保全管理

農地、水路、ため池等の農業用施設は、長期にわたり総合的な整備が行われてきましたが、古いものでは約40年以上を経過し、経年劣化が進んでいるため、破損等による機能の低下を招いています。特に、基幹水利施設である河川、水路、ため池は、防災機能も備えた営農基盤の重要な施設となりますが、気候の変化による集中豪雨の発生に加え、経験豊富な農業者が減少していることから、維持管理活動が煩雑となっています。

国営事業による基盤整備事業として、「東条川第二期」の土地改良事業が予定されており、水路・パイプライン等の大規模な改修工事が進められますが、本市では、国や県、市独自の基盤整備事業を活用して、地域や受益者の要望を踏まえたうえで、機能診断に基づき、ライフサイクルコストの低減を図りながら老朽度合いに応じたきめ細かい修繕、改修を計画的に進め、施設の長寿命化と有効活用を進めていきます。

また、日常の保全管理においては、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業を活用して、地域が取り組む用排水路や農地法面等の点検、補修活動を支援することで、地域の財産であることの意識向上を促進するとともに、地域による管理の簡素化、省力化を支援していきます。

さらに、農業用施設は生産活動の基盤であると同時に、気温の上昇抑制、また、生物の多様性の確保など、自然環境を保全する多面的機能の役割もあることから、地域の適正な維持管理により、安心・安全な住みやすい地域づくりの推進にもつながります。

【事務事業】

No.	事業名
1	地区単独土地改良事業
2	県営かんがい排水事業
3	県営ため池等整備事業

4	ため池簡易部分補修実証事業
5	地域農業水利施設ストックマネジメント事業
6	中山間地域等直接支払事業 ※再掲
7	多面的機能支払交付金事業 ※再掲

施策内容 2-1-2 防災減災対策の推進

農業用施設の防災面においては、異常気象による集中豪雨等により、ほ場の法面崩壊や、ため池の決壊などが発生することから、防災機能の維持、強化が求められています。

特に、ため池の決壊は、農業活動に影響するだけでなく、人命にも関わる問題であることから、耐震化への取り組みを早急に進めなければなりません。

市内ため池については、老朽度合、劣化状況等の耐震診断を行い、診断結果をもとに 47 箇所の改修を進めるため、改修規模に応じた国等の事業種別を選定したうえで、計画的かつ効率的な修繕・改修を実施していきます。用排水路においても降雨時の氾濫を回避するため、老朽化した可動堰の修繕などを行い、施設機能の改善と向上による水管理の省力化を進め、災害発生の発生を未然に防ぎます。こういった耐震化や修繕、改修の実施と、多面的機能支払交付金事業を活用した適正な日常管理を一体的に進めることで、より効果的な防災減災対策を進めます。

災害発生時においては、地区や農地の所有者との協議、調整により、災害の規模、内容に応じて迅速な復旧を行ない、再び災害が発生しないよう施設の機能維持向上と保全に努めます。

また、農地においては、雨水を一時的に蓄え、河川の洪水を防止する防災面の役割もはたしていることから、農地の適正な維持管理が災害の発生を低減することとなります。

防災減災対策においては、地域住民の生活にも影響することから、市と地域住民との協働により、効果的な防災・減災対策に取り組み、災害に強い農村環境を整えます。

【事務事業】

No.	事業名
1	農村地域防災減災事業

施策内容 2-1-3 基盤整備の促進

本市は、稲、大豆、麦など、大規模な農地で作付をする土地利用型農業が広く行われていています。そのため、ほ場整備などの基盤整備事業は、農業施設の機能向上とともに、維持管理の省力化、効率化が進むことから、担い手への農地集約の大きな推進力となります。

ほ場整備率が高い本市においても、狭小で灌漑機能が整備されていない農地もあり、また水路のパイプライン化により、耕作の効率化を進める余地もあります。

基盤整備事業においては、国、県及び市独自の補助事業メニューがあり、地域の実情に即した農地・農業水利施設の整備を進めていきますが、「人・農地プラン」作成により受益者負担

が軽減される有利な事業が活用できるため、プランの作成も合わせて推進していきます。

あわせて、修繕や改修工事等の施工以外に、各種基盤整備事業に係る地元負担金や借入金の一部を助成することで、地域の基盤整備を支援していきます。

また、本市果樹産地構造改革計画に基づき、果樹栽培に係る園地のかん水施設などについても、みのり農業協同組合と連携し、県の補助事業を活用した園地の基盤整備を進めます。

さらに、現在進めている東条地域と社地域の地籍調査を計画的に実施することで、土地の境界や地権者の明確化により、適正な農地管理と農地の集約を促進します。

【事務事業】

No.	事業名
1	中山間地域等直接支払事業 ※再掲
2	多面的機能支払交付金事業 ※再掲
3	基盤整備促進事業
4	農業水利施設保全合理化事業
5	地籍調査事業

基本施策 2-2 鳥獣被害対策の推進

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
鳥獣被害額	鳥獣による被害状況	千円	3,191	2,700	2,100	1,100
鳥獣被害報告件数	鳥獣による被害の報告状況	件	411	340	260	110
有害鳥獣侵入防護柵設置延長	有害鳥獣侵入防護柵の設置状況	m	39,624	72,000	90,000	120,000
有害鳥獣捕獲活動支援取組地区数	有害鳥獣の捕獲活動を支援する地区の状況	地区	0	2	5	10
鳥獣被害対策セミナー受講者数	鳥獣被害対策セミナーの受講状況	人	130	230	430	630

施策内容 2-2-1 有害鳥獣侵入防護対策の推進

イノシシやシカなどの有害鳥獣や、アライグマやヌートリアなどの特定外来生物による農作物被害については、生息分布域の拡大、遊休農地や耕作放棄地の増加などに伴い、中山間地域を中心に深刻化しています。有害鳥獣対策については平成 23 年度(2011 年度)から、国や市の補助を活用し地域ぐるみで取り組む侵入防止柵の設置を進めていますが、柵が設置されていない地域へ被害が集中する傾向もあることから、市内全域で取り組んでいく必要があります。

防護対策に最も効果的な山際の侵入防止柵については、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用して設置を進めていますが、設置要望量に対して国の交付額が十分でないことから、国に対して予算の確保を要望していきます。

また、侵入防止対策が活用できる国の補助としては、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払事業などもあり、集落の被害状況や施工体制などを考慮し、効果的な補助メニューの活用を提案していきます。

本市の補助事業としては、集落で設置する電気柵やワイヤーメッシュ柵の購入費を補助しており、農地面積や受益者数などの採択要件を設定しており、担い手へ農地集約を進める中においては、この受益者数の制限が妨げになることから、市内農業の現状に即した採択要件の設定を検討します。

このほか、鳥獣被害防止対策全般においては、ICTなどを活用した新たな防止対策等について、先進事例や市の状況に即した効果的な対策の調査、研究にも取り組んでいきます。

【事務事業】

No.	事業名
1	有害鳥獣対策事務
2	鳥獣被害防止総合対策事業
3	中山間地域等直接支払事業 ※再掲
4	中山間地域所得向上支援事業

施策内容 2-2-2 有害鳥獣捕獲対策の推進

有害鳥獣や特定外来生物による鳥獣被害対策は、侵入防止柵設置による対策のほか、捕獲により個体数を減少させ、適正な個体数管理を行うことで、より効果的な対策となります。捕獲活動は、一般社団法人兵庫県猟友会加東支部の全面的な協力のもと、檻の設置や銃器による捕獲を行ない、特定外来生物においては年間を通じて捕獲できる体制を構築しています。

しかしながら、猟友会員の高齢化が進んでいることから、猟友会員の育成、確保を進めるため、狩猟免許の取得経費の補助を継続しつつ、免許取得の啓発活動による新たな狩猟免許取得者の増加を図ります。

また、有害鳥獣の捕獲活動においては、檻の見回りや餌付けなどの作業を地域で行い、猟友会の日常管理の負担軽減を図られるよう、市、猟友会と地域が連携できる体制作りを構築します。

特定外来生物の捕獲においては、農会やセミナーなどを通じて、特定外来生物の生態や習性などの情報を住民へ提供し、より効果的な捕獲を進めます。

一方で、狩猟期間中の捕獲拡大、個体数の減少を図るため、狩猟禁止区域である鳥獣保護区の縮小にも取り組みます。

【事務事業】

No.	事業名
1	有害鳥獣対策事務 ※再掲

施策内容 2-2-3 鳥獣被害に強い集落づくり

鳥獣被害防止対策を進めるうえでは、侵入防止柵の設置と捕獲活動を行いつつ、集落及び住民の対策意識の向上が不可欠となります。

そこで、加東市有害鳥獣対策協議会や兵庫県森林動物研究センターと連携して、鳥獣被害対策セミナーを開催し、生態や畑等に寄せ付けない対策や、適正な柵の維持・管理方法などを学習する機会を設け、住民の知識習得と意識向上を図ります。

また、野生動物は広範囲に活動し、市境で区切れるものではないため、隣接市を含めた広域的な獣害対策が必要となります。本市は、加西市・西脇市・多可町との間で締結した北播磨広域定住自立圏形成協定に基づき、市域を越えて取り組める被害防止対策の調査・研究にも取り組んでいます。

【事務事業】

No.	事業名
1	有害鳥獣対策事務 ※再掲
2	鳥獣被害防止総合対策事業 ※再掲
3	北播磨広域定住自立圏共生ビジョン連携事業

分野3 農産物分野

この分野においては、農産物のブランド力向上や地産地消など、市内農産物の振興、拡大に関する施策を展開します。

基本施策 3-1 加東市産山田錦のブランド力の向上

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
産地表示された酒の銘柄数	加東市産山田錦を使用した酒の産地表示状況	銘柄	26	33	43	60
加東市産山田錦の特等以上の割合	加東市産山田錦のうち特等以上の等級米が占める割合	%	74.9	78.0	82.5	90.0
「村米」制度取組地区数	「村米」制度により酒造好適米を蔵元と取引している地区の状況	地区	18	18	19	21

施策内容 3-1-1 加東市産山田錦のPR

加東市産山田錦の高品質を裏付ける数値として、特上、特等米の全体に占める割合があります。特等以上の割合が、平成26年(2014年)産では90.0%となり、加東市産山田錦の品質の高さを証明しましたが、平成28年(2016年)産では74.8%と、約15%の急落となりました。

これを、平成39年(2027年)産では90.0%の水準まで戻すことを目標としており、そのためには、みのり農業協同組合配布の栽培ごよみを参考にし、加西農業改良普及センターの指導に従い、集落の先輩農家等からの助言を受け、栽培技術を向上させる取組が必要となります。

また、日本酒の国内消費低迷とは逆に、近年、吟醸酒、純米酒といった高級日本酒の輸出高が順調に伸びています。今後は、海外、特に、ヨーロッパでの輸出拡大を図るため、山田錦の特別栽培や、有機JAS、グローバルGAP認証取得の取り組みを行うことが必要となってきます。ストーリーのある(酒米で醸した)日本酒が好まれ、売れる時代が到来すると予想されています。

海外に打って出るには、産地表示の推進も大きな課題となります。ストーリーのある日本酒と同じ意味で、生産農家の顔が見える、また、栽培されているテロワールが表示されていることが海外では大切で、「兵庫県加東市山国地区産山田錦100%」(長野県：宮坂醸造)、「特A地区東条秋津産特上AAA山田錦100%」(静岡県：磯自慢酒造)、「播州久米産山田錦100%」(京都府：玉乃光酒造)など、本市の地名がラベルに表示されるよう、蔵元に提案します。

【事務事業】

No.	事業名
1	地域農業活性化推進事業

基本施策 3-2 効率的な作付体系の確立と酒造好適米の生産拡大

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
酒造好適米の作付面積	酒造好適米(山田錦、愛山など)の作付状況	ha	1,248	1,258	1,273	1,298

施策内容 3-2-1 生産環境に合わせた適地適作

適地適作を基本に、戦略作物とあわせた二毛作栽培など、水田をフル活用することにより、市内各地域の生産環境に適した収益性の高い農産物の効率的な作付けを目指します。

東条全地域や米田地区、上福田地区の一部は、蔵元や集荷業者の間で、山田錦生産地の最高ランクである特A地区として、戦前から広く知られていました。現在でも、特A地区と指定された、全国各地の蔵元からの多くの需要があります。

この地域の土壌は、湿害に弱い麦などの栽培に適さないため、二毛作栽培への取り組みは行わず、山田錦を中心とした作付け継続と、作付け面積の拡大を進めていきます。

一方、加古川流域の平野部に広がる南西部は、集落営農組織による先駆的な営農活動が行われてきた地域で、戦略作物である小麦や大豆、水稻といった二毛作栽培により、水田を最大限に活用する取り組みを行うことで、農業所得の向上と耕作放棄地、不作付地の増加を抑制しています。

平野部における生産環境に合わせ、生産調整見直し後も、安定した農業経営が続けられるように、食品会社が必要とし、将来にわたって需要が見込める戦略作物へ転換し、農業所得を向上させる取り組みや、外食チェーン店の需要がある多収性うるち米を新たに作付する取り組みなどを、加西農業改良普及センターやみのり農業協同組合と連携しながら、実現に向けて取り組んでいきます。

【事務事業】

No.	事業名
1	経営所得安定対策 ※再掲
2	水田活用の直接支払交付金 ※再掲

施策内容 3-2-2 酒造好適米の需要及び生産拡大

山田錦が誕生する以前の明治20年代(1887年代)には、全国で唯一、特定の蔵元と特定の集落との直接契約栽培制度「村米制度」が生まれていたと言われており、その一部は今も継続されています。生産農家は、蔵元が望む酒米を作るために品質向上への努力を重ねてきました。

現在、本市では18地区で村米契約や個人契約で酒造好適米を出荷しており、酒造好適米の安定した買取価格と出荷量が、その地区等にとっての酒造好適米の作付を後押ししており、村米契約の酒造好適米は、山田錦だけでなく、「愛山」(木梨、山口地区)も蔵元へ出荷されてい

ます。

3-1-1「加東市産山田錦のPR」でもふれましたが、全国の蔵元が望む酒造好適米を供給するため、特等以上の割合を増やし、品質を向上させる取組や、有機栽培等に取り組むことでオーガニックな酒造好適米という新たな需要を喚起することが必要です。

加えて、安定した出荷量を確保できる村米契約を、新たに取り組もうとする地区と蔵元のマッチングを推進し、村米活動に対して、みのり農業協同組合、加東酒米振興会と連携し、支援していかなければなりません。

【事務事業】

No.	事業名
1	地域農業活性化推進事業

基本施策 3-3 農産物のブランド化と生産拡大

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
部会の新規加入者数	部会の新規加入者の加入状況	人	0	2	5	10
ブランド認証品目	加東市産農産物のブランド認証状況	件	19	22	28	38
6次産業化に取り組んだ経営体数	6次産業化の取組状況	経営体	1	4	7	12
山田錦のG-GAPや有機JAS等への取組農家数	G-GAP、有機JAS、特別栽培米の取組農家の状況	者	10	11	13	15

※指標に示す6次産業化は、公に周知され、市が把握できる範囲のものに限ります。

施策内容 3-3-1 営農部会の活性化

果樹や野菜などの園芸作物の生産が、後継者不足により伸び悩んでいることから、その解消に向けて、新たな就農者を誘導する必要があります。

新たな就農希望者には、就農に向けた相談や国県の支援策の活用を含めた情報提供だけでなく、農業体験希望者と受入農家とのマッチングを行い、就農希望者が農業を体験できる「農業インターンシップ支援事業」や、耕作放棄地と空き家の有効活用を目的に、農地取得面積の要件緩和などを行う就農支援策など、本市の実情にあった効果的な支援策の調査研究を行い、新たな支援策を導入することにより、就農を誘導し営農部会の活性化を図ります。

また、営農部会の適正な運営と、更なる発展のため、営農部会が取り組んでいる先進地の調査研究や、栽培技術の向上などの活動について、指導や補助金の助成による支援を継続して行います。

【事務事業】

No.	事業名
1	営農指導活動事業補助金

施策内容 3-3-2 ブランド化と6次産業化の推進

兵庫県では、「ひょうご食品認証制度」を創設し、安全・安心で個性・特長がある県産食品を「兵庫県認証食品」として認証しています。消費者の食に対する安全・安心志向の高まりもあり、安全・安心という付加価値による販売効果も期待できるため、認証を取得する食品数を増やしていく取組が求められています。

ブランド認証を取得するための品質向上の取組を支援するため、国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用して取組を支援します。

また、6次産業化の取組では、兵庫県の6次産業化事例集でも紹介された有限会社プリランテがあり、このような取組を増やしていくことで地域農業の活性化が期待できることから、新規取組希望者には、相談対応や必要なサポート支援を行い6次産業化を推進します。

【事務事業】

No.	事業名
1	環境保全型農業直接支払交付金事業

基本施策 3-4 地産地消の推進

【指標】

指標名	指標の考え方	単位	基準値 (H28)	目標値		
				前期 (H31)	中期 (H34)	目標値 (H39)
加東市産農産物直売所の販売額	市内の直売所における加東市産農産物の販売状況	千円	223,344	257,135	296,274	375,855
学校給食の加東市産農産物使用割合	学校給食における加東市産農産物の使用状況	%	14.7	16.2	18.0	21.0

施策内容 3-4-1 直売所と学校給食による地産地消の推進

農産物直売所の売上を増加させるためには、販売する農産物の品質を向上させる必要があります。このため加西農業改良普及センター、みのり農業協同組合や直売所と連携し、生産者への栽培指導の強化により、農産物の品質の高位平準化を図るとともに、消費者のニーズを把握し、多品目の計画的作付けによる端境期対策を推進します。

また、学校給食への供給拡大では、1日に使用する食材の量や、供給体制、品質などの点で調整が難しく、納入業者として登録する生産者数が伸びず、供給の拡大には至っていません。

これらの問題を解決するため、農産物の保管施設、運搬方法確保への支援などを含めた安定的な供給体制の構築を検討し、納入業者に登録する生産者の増加を図り、市内産農産物の消費

を拡大します。

【事務事業】

No.	事業名
1	水田活用の直接支払交付金 ※再掲

施策内容 3-4-2 事業者と連携した販路拡大

現在、市内での地産地消の取組は農産物直売所への出荷と学校給食への農産物の供給が中心となっていますが、地産地消の推進のためには、更なるニーズの発掘が求められています。

市内の一般企業や福祉施設など（福祉施設・病院）を対象に市内産農産物の需要量調査を行い、この調査結果により求められるニーズ（消費）の把握と生産のマッチングを図り、みのり農業協同組合などと連携し、販売拡大を目的とした、新たな販路開拓を推進します。

施策内容 3-4-3 食育の推進

食生活を取り巻く環境や、食に対する意識の変化、食の多様化に対して、市民が望ましい食生活と豊かな心を身につけるために、幅広い世代を対象に、「食」に関する知識や食生活の情報発信、食育講座を開催するなど、食べる力、つまり、生きる力を育む取組を、長期的かつ効果的に進めていきます。

また、食や「農」への理解や関心を高めるとともに、持続的な活動を行うことができるよう、稲刈りや収穫体験など、食べ物の循環を実感する実践の場の拡大に積極的に取り組んでいきます。

さらに、「かとう和食の日(11月24日)」を通じて、地元農産物の推進を図るとともに、市全体で日本の和食文化の大切さを再認識してもらうことで、食育および地産地消を効果的に進め、将来にわたって地元農産物の消費量の維持と拡大を図ります。

また、市と農業団体、地域団体の協働により、食育の推進体制の充実を図ります。

【事務事業】

No.	事業名
1	和食推進事業
2	健康教育事業
3	育児教室・相談
4	母子健康づくり事業